

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準

(30) 戸建・低層住宅地区（佐竹台5丁目（2））

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準		チェック	備考
(1) 自家用のみとする。			
(2) 一敷地当たりの表示面積の合計は1㎡以下とする。			
(3) 上端の地盤面からの高さは3m以下とする。			
(4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りではない。			